

【身体障がい者割引・知的障がい者割引・児童福祉法適用者割引】

「身体障がい者手帳」「療育手帳」及び運送約款に定める所定の運賃割引証をお持ちのお客様に適用されます。ご乗車時に手帳等のご呈示が必要です。

なお、身体障がい者手帳・療育手帳に「介」・「要介護」の表示もしくは「旅客鉄道株式会社旅客運賃減額」欄に「第1種」の記載がある場合、障がい者割引を適用されるご本人1名に対して、介護人もしくは付添人1名の割引が適用されます。

ただし、障がい者割引を適用されるご本人と同伴かつ同区間乗車する場合にのみ割引が適用され、介護人もしくは付添人単独の乗車での割引はございません。

「精神障がい者手帳」での割引はございません。

被救護者割引証はご利用いただけません。

手帳等をご呈示いただけない場合、普通運賃との差額を申し受けます。

当割引の適用については運送約款(第24条)をご覧ください。

障がい者手帳アプリ「ミライロID」の呈示で、身体障がい者手帳・療育手帳の呈示に代えて、運賃の割引を適用いたします。

